

## 平成27年度 第3回生駒市環境審議会 会議録

1 開催日時 平成28年3月30日(水) 9時30分～10時40分

2 開催場所 生駒市役所 4階 大会議室

3 審議事項

(1) 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」について

(2) 「(仮称)生駒市路上喫煙防止条例」について

(3) その他

(以下、敬称略)

4 会議出席者

会長 榎村久子

副会長 中西達也

委員 中谷尚敬 下村晴意 藤堂宏子 森田壽志 唐金吉弘

中田建彦 西岡英俊 矢田千鶴子 遊津隆義 濱崎文紀 小山彩

事務局 奥谷長嗣 環境経済部長

川島健司 環境モデル都市推進課長

辻中伸弘 環境事業課長

佐伯敏彦 環境モデル都市推進課課長補佐

後藤裕子 環境モデル都市推進課課長補佐

大窪奈都子 環境事業課課長補佐

大熊啓文 環境モデル都市推進課環境保全係長

日和岳 環境モデル都市推進課環境保全係員

竹田有希 環境モデル都市推進課地球温暖化対策係員

5 傍聴者 なし

9時30分 開会

6 審議内容

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

生駒市の環境施策は他市に先駆けて先進的である一方、従来から継続的に課題になっていることもある。また、グローバルな視点でいえばCOP21の結果を受けて、4月からの電力自由化を前に、エネルギー分野で様々な動きがある。具体的に生駒市で何ができるか、忌憚ない意見を出して頂きたい。

### (3) 審議事項

以下、発言要旨。

**榎村久子会長  
事務局**

会議の成立について事務局に報告を求める発言。

会議の成立について報告。全委員14名のうち13名の出席により会議は成立。

**榎村久子会長  
事務局**

事務局に傍聴者の報告を求める発言。

傍聴者はなし。

**榎村久子会長**

案件1「『生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)』について」審議を宣告。

**事務局**

事務局に説明を求める発言。

資料1と資料2-2に基づき、①条例制定の経緯、②条例の目的、③条例の対象区分、④条例の対象Ⅰ：共通事項、⑤条例の対象Ⅱ：特定事業、について説明。①奈良県には県下全体を対象とした条例は整備されていない。一方、近隣の自治体では土砂等による土地の埋立てを規制する条例が施行されており、規制のない生駒市で汚染土の埋立てが行われることが懸念されるため、生駒市でも必要な規制を行う条例の制定を検討している。②資料1に記載のとおり。③埋立ての規模に関わらず、すべての埋立て等において遵守すべき共通事項と特定事業にのみ課せられる事項がある。④前回の審議会でも検討時間が必要だと申し出ていた土地所有者等の責務について、命令の対象を土地所有者等へ広げるとは、汚染状態を確実に解消することができると考えられる。先進地として大津市が土地所有者にも同様の責任を負わせることを定めている。中西副会長と罰則等について3回にわたり協議し、埋立て等により一定の利益を得ていることから、他人に損害を与えた場合には、報償責任として土地所有者にも責任を負わせることが可能とのご意見を頂いた。⑤1の要件は、奈良県での都市計画法の開発許可条件に合わせている。隣接する平群町、京田辺市も同様の規定となっている。2の要件は、事業者が1に抵触しないように埋め立てた場合に対応するもの。地方自治法の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、氏名の公表を行い、厳しい罰則を設けることで抑止力とする。

今後の予定としては、4月にパブリックコメントを募集、その結果を受けて5月に審議会にて審議を行い、6月議会で上程の予定。

**榎村久子会長  
矢田千鶴子委員**

委員からの質問、意見を求める発言。

資料2-2には土壌安全基準の箇所には4つの項目があるが、どのような安全基準で具体的にどのような運用になるのかとの質問。

**事務局**

土壌安全基準というのは、埋立てに使用されている土砂が有害物質等に汚染されていないかどうかの基準である。国の環境基本法に有害物質の項目が26項目あり、その基準に準じて規則で項目を明記する。他の市町村でも同様の取り扱いであるとの発言。

**西岡英俊委員**

1点目、実際には所有者と使用者が違うケースがあるが、運用できるのか。2点目、資料内罰則についての記載箇所「対象になります」と「対

象となることがあります」の2通りの表現を使用しているが、使い分けているのか。3点目、土地が陥没した等、後発事象も措置命令の対象になるのかについて質問。

**事務局**

1点目、条例の中では、土地所有者等として土地所有者・占有者・管理者が対象となる。2点目、表現が異なるが、「一定の要件に合致すれば対象となる」に統一して記載する。3点目、工事完了後でも措置命令の対象になるとの発言。

**榎村久子会長  
事務局**

条例案の中に3点目についての説明は入っているのかとの質問。

許可した時、完了検査等があり、検査報告を見て欠点があれば、改修をおこなってもらおう。また、土壤安全基準についてもその都度検査しているので、問題はないと考えているとの発言。

**中谷尚敬委員  
事務局**

完了検査に抜け落ちはないかとの質問。

特に有害物質を含んだ土壌を埋立てた場合、工事が完了してから周辺に影響が出る可能性がある。そういったことも含めて条例の中で、完了後に発覚しても対応できるようにしていきたい。今日の説明ではそこまで記載していないが、条例では対応していきたいとの発言。

**中西達也委員  
榎村久子会長**

対応して頂くしかないと思うとの発言。

どういう形で対応するかは別として、工事完了後でも何かあった場合は対応できるようにしてもらいたいとの発言。

**遊津隆義委員**

今までこのような規制条例がなかったことに驚いた。500平方メートル以上となっているが、それよりも小さい場合の対応はあるかとの質問。

**事務局**

500平方メートル未満に関しても、共通事項として、土壤安全基準に合致しない土での埋め立ては禁止である。許可が必要・不要でわかれているが、土壤安全基準に合致しない土壌での埋立てはどちらも禁止であるとの発言。

**藤堂宏子委員**

条例について、地域の声を聞いて迅速に対応してもらったことに感謝している。今後は条例に抜け穴がないような形で運用できるようお願いしたい。京都では、基準を守って工事をしている場合も、届け出て工事される場合、インターネットで公表している。可能であれば、業者がこういう工事をしていることについて公表するとさらに歯止めになると思うので検討してもらいたいとの発言。

**事務局**

**榎村久子会長  
事務局**

検討していきたいとの発言。

要件は周辺自治体と同様の基準ということで考えてもよいかとの質問。

近隣自治体よりも、土地所有者について明記している点の特徴である。資料1の共通事項で土壤安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立てが行われた場合、市が検査できることを明記している。明記されていなければ、検査には土地所有者の同意が必要となる。条例で明記することで具体的な事実関係がわかり、対策が可能になるとの発言。

**中田建彦委員**

書類を提出して審査した上で工事着工となっているが、山の奥に平地があれば土砂を置く等、書類の提出なしに行う事例もよくある。そういったことに対する歯止めや既成事実を作った行為に対して、どれほどの行政措置を考えているのかとの質問。

- 事務局** 条例ができることによって、まず土地所有者の責任があることを明記することで、第三者に土地を貸すことを防御する抑止力があると考えている。今までの事例として土地所有者は軽い気持ちで貸すことがまかりとおっており、違法なものが埋め立てられていても分からない状況であった。そのことについて、周辺に悪影響を及ぼしたとき責任があることを明記し周知することで防波堤になると考えているとの発言。
- 中田建彦委員** 罰金を科した事例は全国的にあるかとの質問。
- 中西達也委員** ないことはない。一般には都道府県の所管になるが、都道府県が動かず、改善命令すら出さない。条例を制定する以上、生駒市は覚悟を持って実施してほしいとの発言。
- 中田建彦委員** 行政がぶれずに正確に運用していくことで周知されると思うのでよろしくお願ひしたいとの発言。
- 中西達也委員** 先ほど話にあがった事業廃止後等に問題が起こった場合、例として挙げられた「有害なものが埋められていた」ことについては条例で手当てされている。崩落等は最初の段階で一定程度対処できる。後で出てきたときにどうするかであるが、一番懸念される部分は条例で手当てができています。その他については別の法律で対応できると思うとの発言。
- 矢田千鶴子委員** 条例案が条例の形になっていないので、あまり条例としての姿がみえない。今日配付された資料をもとにパブリックコメントを実施するのかとの質問。
- 事務局** 資料1と資料2-2の両方をパブリックコメントにかけ、意見を頂く。資料2-2がほぼ条例の流れとなっている。パブリックコメントもこの形で実施し、その結果をふまえ、議会上程前に5月の審議会で条文の形のものを示すとの発言。
- 榎村久子会長** パブリックコメントについて事務局から詳細の説明を求める発言。
- 事務局** 資料2-1にそって説明。審議会で承認を得たのち、4月8日ごろから約1ヵ月間の周知を考えている。意見は集約した上で、審議会で報告し、条例等の説明をさせて頂くとの発言。
- 榎村久子会長** 案件1について審議を終了。
- 榎村久子会長** 案件2「『(仮称)生駒市路上喫煙防止条例』について」審議を宣告。事務局に説明を求める発言。
- 事務局** 資料3にそって説明。前回の審議会で3月議会上程と説明したが、国が平成32年夏の東京五輪・パラリンピック開催前に受動喫煙対策を強化する方針を打ち出した。受動喫煙防止措置の対象とする施設・区域の範囲等を論点に話し合いが行われているため、生駒市としてもそれらと整合性を確保する必要性が生じたことから延期した。
- 今後、国の動向をふまえ、内容を検討し上程する。また、市民の理解を深めるため、公園・駅前等へ条例施行前にのぼりを設置し、受動喫煙防止の啓発に努めるとの発言。
- 榎村久子会長** 簡単にいうと、3月議会に上程予定だったが、国の動きがあって遅らせたというところ。国の法案はいつぐらいに詳細がわかるのかとの質問。
- 下村晴意委員** 国では1回会議を行ったのみであり、今後も予定はできていない状況で

あるとの発言。

**事務局**

市として情報を集めている中で、議員連盟が通常国会に基本法を提出し、国としては秋の臨時国会に具体的な内容を盛り込んだ法律を上程するという動きを推測している。生駒市は、秋頃に国が提案した法律をふまえ、整合性を取りながら、早ければ12月議会で提案できればと考えている。それまでに市民の理解を得るため、周知を行うとの発言。

**下村晴意委員**

この件に関しては、各市町村で取組には温度差があり、対応できている市町村もある中で、生駒市はまだできていない状況である。国の動向は基本的なものしかでてこないと思っている。こののぼりの文言について、「吸う場所」とは灰皿が置いてあるところと考えるが、灰皿が置いてあるところが間違っているので、受動喫煙になる。こののぼりはたばこを吸う人を助長している。受動喫煙を注意しても「ここに灰皿がある」と言われたら何も言えない。「歩きたばこはしてはならない」というマナーを理解して欲しいがためにのぼりを立てるのであれば、明確な文言でのぼりを立てないと市民にとって意味がない。市の考えを教えてほしいとの質問。

**事務局**

「歩きたばこは禁止されているため、人の迷惑にならない場所で吸ってください」という意味であるとの発言。

**下村晴意委員**

まずは灰皿の撤去やブースを設ける等の環境整備をしなければならない。中途半端にすると条例だけで終わってしまう。条例ができる前に市民への啓発として、歩きたばこはだめということを訴えるのならば、こののぼりは文言を変えた方がよいと思うとの発言。

**矢田千鶴子委員**

路上喫煙と受動喫煙は大きな違いがある。下村委員の発言は受動喫煙全般についてである。これまで審議してきたのは路上喫煙であり、受動喫煙の中の一部である。まずは路上喫煙を第一歩としていくという提案であった。国との整合性を図る意味では、受動喫煙を多分に織り込んだ条文にしていかなければならない。もう少しここで意見を交わしたほうがよいとの発言。

**中西達也委員**

生駒市で「整合性」と言われているのは、法律ができてその上乘せが出来ない規制が出来た場合にどうするかということである。ただ、今の説明で「整合性」と言われると、国の様子見という印象をもたれてしまう。上乘せができない場合があるため様子を見ているという趣旨であることを説明しなければならない。自分自身も、努力規定等は前面に打ち出し、先に施行してもいいと思っているとの発言。

**榎村久子会長**

フォロー頂きありがとうございます。のぼりの文言については検討頂きたいとの発言。

**事務局**

のぼりの文言については、下村委員の指摘をふまえて、再度懸念を払拭できるような内容に修正した上で作成したいとの発言。

**榎村久子会長**

タイミングとしては、生駒市の条例ができたときにしてもいいのではないかと発言。

**下村晴意委員**

現状、歩きたばこやポイ捨ては多い。目に見える啓発は大切であると思う。抑止力という意味では、条例制定前にできる事をするということは大事であり、のぼりや灰皿、敷地内禁煙のブース整理が今の段階で始められ

ることであると思うとの発言。

**榎村久子会長**

具体的なことは事務局に任せるとの発言。

案件2について審議を終了。

案件3「その他」について審議を宣告。

**事務局**

4月からの機構改革について資料4にそって説明。環境部門として、ごみ処理、し尿等の環境保全部門と、環境モデル都市の推進業務、環境マネジメントシステム関係業務、温暖化対策業務である環境モデル都市関連部門で部がわかれることとなる。前者は環境保全課として市民部に所属し、後者は環境モデル都市推進課として地域活力創生部に所属する。4月からは環境審議会も2つの部で担当し進めていく。全体の窓口は環境モデル都市推進課が事務局として対応する。ご迷惑をおかけするかもしれないが、ご理解、ご協力をお願いしたいとの発言。

**榎村久子会長**

環境分野は広範囲であるが、実務的には2つの課が2つの部でとなると、全体が見えにくくなることが懸念されるとの発言。

**事務局**

横の連携を十分行いながら環境行政を進めていくとの発言。また、事務局は環境モデル都市推進課であるが、環境審議会で審議する内容は、環境保全課の業務も多分にあるため、両部にまたがるとの発言。

**榎村久子会長**

その他、意見を求める発言。

**事務局**

次回の環境審議会の日程について、案件1のパブリックコメントを4月に実施した後、5月20日（金）の午後からでお願いしたい。時間・場所等は決まり次第お知らせするとの発言。

**榎村久子会長**

次回5月20日なのでよろしくお願いします。

審議会の閉会を宣告。

10時40分 閉会